

神戸市立地域福祉センターの指定管理に関する要綱

(平成 17 年 4 月 1 日保健福祉局長決定・最終改正令和 5 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成 2 年 3 月 31 日条例第 40 号、以下「条例」という）第 7 条の規定に基づき市長がふれあいのまちづくり協議会等（以下「協議会等」という。）を地域福祉センターの指定管理者として指定した後の管理業務開始に向けた諸手続等について必要な事項を定めるものとする。

(ふれあいのまちづくり協議会等)

第 2 条 この要綱に定める協議会等とは、条例第 1 条から第 3 条までに定める団体であり、市長に対し結成届（別記様式 1）を提出し、認められた団体をいう。

(地域福祉センター)

第 3 条 この要綱に定める地域福祉センターとは、条例第 4 条に定めるものをいう。

(経費)

第 4 条 市長は、予算の範囲内で地域福祉センターの光熱水費、小修繕及び備品消耗品等、その他管理運営、地域活動にかかる経費の一部につき、運営交付金として協議会等に支払うものとする。

- 2 運営交付金の月額額は別表に定めるものとする。
- 3 運営交付金は、年額を会計年度当初に支払うものとする。

(協定)

第 5 条 市長は、協議会等が地域福祉センターの指定管理を開始するにあたり指定管理者との間に協定を締結する。

- 2 協定は協定書により行うものとする。
- 3 協定の期間は、指定管理者を指定する期間にわたり締結する。

(帳簿の備付け等)

第 6 条 協議会等は、管理運営等にかかる収支を明らかにした帳簿を備え、関係書類を保管しなければならない。

- 2 市長は必要があると認めるときは、帳簿、関係書類を調査し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(決算報告)

第 7 条 協議会等は、毎年度終了後に、翌年度の 4 月末日までに市長に対し、決算報告を行うものとする。

(協議会等の名称変更)

第 8 条 協議会等は、その名称の変更があったときは、名称変更届出書（別記様式 2）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の協議会等の名称の変更については、変更後の協議会等が引き続き条例第 1 条から第 3 条までに定める団体でなければならない。

(施行細目の委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、地域協働局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

別表（積算基準）

経費区分	運営交付金	
運営費 （当該年度の開館日数に応じて支払う。）	当該年度の開館日数	
	120日以上 180日未満	月額 15,000円以内
	180日以上 240日未満	月額 20,000円以内
	240日以上	月額 25,000円以内
その他管理費 （管理運営物件の面積に応じて支払う。）	管理運営物件の面積	運営交付金月額
	①100㎡未満	077,700円以内（うち活動費21,000円）
	②100㎡以上 150㎡未満	092,000円以内（ “ ）
	③150㎡以上 200㎡未満	099,500円以内（ “ ）
	④200㎡以上 250㎡未満	105,000円以内（ “ ）
	⑤250㎡以上	118,200円以内（ “ ）
電話料	一般加入電話	月額 3,200円

- (1) 冷暖房費用の負担を要しない場合は、その他管理費を上記基準①～⑤の面積に応じて月額①31,000円、②31,600円、③31,800円、④32,000円、⑤32,600円減額する。
- (2) 別紙1の地域福祉センターについては、その他管理費の年額分から別紙1①～⑪に記されている合計金額に①～⑦、⑨～⑪については55,200円、⑧については48,000円を加えた金額を控除し、会計年度当初に支払うものとする。
- (3) 地域福祉センター新設や改修工事等に伴い、長期間閉館する場合の指定管理料については、工事完了後、下記①②の金額を乗じた額を減額するものとする。（ただし、活動費及び電話料はこの限りではない。）
- ①運営費を365日で除した額に、新設や改修工事等に伴う地域福祉センター閉館日から、新設や改修工事等の完了後、地域福祉センターの開館日までの日数を乗じて得た額
- ②管理費を365日で除した額に、新設や改修工事等に伴う地域福祉センター閉館日から、新設や改修工事等の完了後、地域福祉センターの開館日までの日数を乗じて得た額
- (4) 特別の事情のある地域福祉センターについては、地域協働局長が定める。

(別紙1)

学校コミュニティ等整備事業関連 [別表(積算基準)(3)関連]

(単位：円/年)

	センター名	電気代	ガス代	水道代	合計
①	鶴甲地域福祉センター	130,000	—	40,000	170,000
②	西高丸地域福祉センター	130,000	70,000	40,000	240,000
③	鈴蘭台地域福祉センター	130,000	70,000	40,000	240,000
④	妙法寺地域福祉センター	130,000	70,000	40,000	240,000
⑤	東垂水地域福祉センター	130,000	70,000	40,000	240,000
⑥	長田地域福祉センター	130,000	70,000	40,000	240,000
⑦	北山地域福祉センター	130,000	70,000	40,000	240,000
⑧	北五葉地域福祉センター	130,000	70,000	40,000	240,000
⑨	成徳地域福祉センター	130,000	—	—	130,000
⑩	名倉地域福祉センター	130,000	—	—	130,000
⑪	長田東地域福祉センター				600,000

ふれあいのまちづくり協議会結成届

神戸市長 宛

年 月 日

(ふれあいのまちづくり協議会)

代表者

代表者 (委員長)	住所			
	氏名	(TEL)		
委員	副委員長			
	書記		会計	
	委員			
責任者	戸締管理責任者		利用事務責任者	
	火元管理責任者		備品管理責任者	
その他特に 定めた委員 等				
予定してい る地域福祉 活動	当面取り 組むもの			
	将来取り 組むもの			

名称変更届

神戸市長 宛

年 月 日

(ふれあいのまちづくり協議会)

代表者

下記のとおり団体の名称を変更いたしましたので届出いたします。

記

名称変更日

年 月 日

(団体名称)

(旧)
(新)